

ビジネスもプライベートもしっかり支える大同火災の自動車保険

DAP

Daido
Automobile
Policy
General - use



小さなバイクから
大きなトラックまで。



DAPの魅力 大同火災 は沖縄に密着する損保として、 魅力アップに努めています！

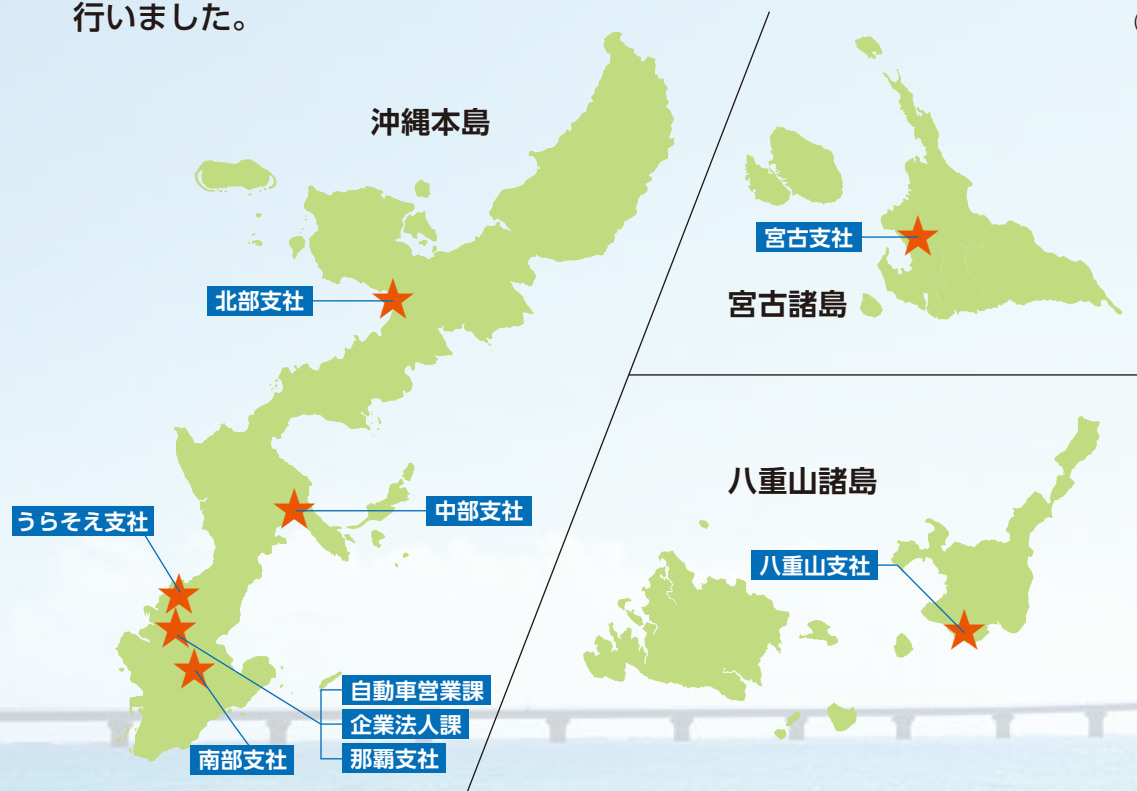
▶国内唯一の地元損保として、地域に密着したサービスの提供を行います。



大同火災の自動車保険は **4つの魅力**でお客様の万が一のときをサポートします。

- 魅力①** 県内9か所の営業店が、お客様の身近なところから保険のサポートをします。
- 魅力②** 県内4か所の事故対応サービス拠点があり、万が一のときに迅速・丁寧に対応します。
- 魅力③** 県内を中心に約1,400店の代理店を有しており、お客様をサポートします。
- 魅力④** お客様からお受けした声等にお応えし、より一層充実した補償内容、サービスの拡充を行いました。

(2023年10月現在)



DAY-GO! なび

ドライブレコーダー&安全運転診断アプリ
あんしんあぜんなカーライフをお届け！



DAY-GO! なびをダウンロード



どなたでも無料でご利用いただけます！



車社会の沖縄、 お客様の「もしも」、 備えは万全ですか？

沖縄県では
約**5台に1台**が
自動車保険
未加入です。

知っていますか？沖縄県における交通事故状況 (令和4年)

交通事故発生件数

2,778件
約189分に1件



交通事故による死傷者数

3,345人
1日あたり約9人



曜日別交通事故発生状況

金曜日が最多(474件)
日曜日が最少(296件)

時間帯別交通事故発生状況

午前8時～10時が最多(403件)

沖縄県警察本部交通部交通企画課「交通白書ダイジェスト版」令和4年度版より

相手方への賠償 対人

もしも...

相手にケガを負わせて
しまったら...

対人賠償責任保険



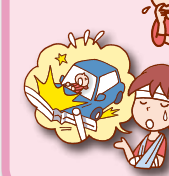
事故で他人を死傷させてしまっ
た場合で法律上の損害賠償責任
を負うときに補償します。
詳しくは、**5-6ページ**をご覧ください。

おケガの補償

もしも...

ケガを負ってしまったら...

人身傷害補償保険



ご自身・ご家族・あるいは同
乗者の方がご契約のお車に搭
乗中に死傷された場合に補償
します。
詳しくは、**7-8ページ**をご覧ください。

相手方への補償

相手方への賠償 対物

もしも...

相手の物を
壊してしまったら...

対物賠償責任保険



事故で他人の財物を壊してしまっ
た場合で法律上の損害賠償責任
を負うときに補償します。
詳しくは、**5-6ページ**をご覧ください。

ご自身の補償

お車の補償

もしも...

愛車が壊れてしまったら...

車両保険



ご契約のお車が壊れた
場合に補償します。
詳しくは、**9-10ページ**をご覧ください。

人の損害
お車・物の損害



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起ったら

STEP5

ご注意ください

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット

基本補償

相手方への賠償

P5~6

■対人賠償責任保険

相手の方を死傷させた場合に補償します。
※任意でご契約いただけます。



■対物賠償責任保険

相手の方のお車や財物を壊した場合に補償します。
※任意でご契約いただけます。



おケガの補償

P7~8

■人身傷害補償保険

ご自身・ご家族・ご契約のお車に搭乗中の方等が死傷した場合に補償します。
※任意でご契約いただけます。



■傷害一時金保険

入院時の当座の費用を補償します。
※任意でご契約いただけます。



■無保険車傷害特約

無保険車との事故の場合に補償します。
※対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害補償保険をご契約されていない場合に自動セットとなります。



お車の補償

P9~10

■車両保険

ご契約のお車が壊れた場合に補償します。
※任意でご契約いただけます。

3つのタイプから選べます。



一般車両



自動車・乗用具等+A

限定A

■車両保険の無過失事故の取扱いの特則

お客さまに過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額や更新契約(弊社の更新契約に限ります。)の等級等に影響がありません。



その他の補償

P11~12

■他車運転補償特約

お借りしたお車での事故をご自身の保険契約で補償します。



自動セット

■心神喪失等による事故の被害者損害補償特約

心神喪失等による事故の被害者の損害を補償します。



自動セット

■被害者救済費用等補償特約

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。



自動セット

■旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中(旧暦の7月13日~15日)およびその前後1日について一時的に運転者の範囲および年齢条件を拡大する特約です。

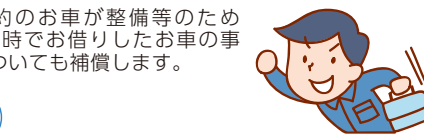
自動セット



■臨時代替自動車補償特約

ご契約のお車が整備等のために、臨時でお借りしたお車の事故についても補償します。

自動セット



※自動セットの特約は所定の条件を満たした場合にセットされます。

ロードサービス

P13

オプション

■ゆいゆいサポートR(「事故・故障時ロードアシスト特約」+「付帯サービス」)

■事故・故障時ロードアシスト特約

事故等で車が自力走行不能となり生じたレッカーけん引費用、応急処置費用、臨時移動費用、臨時宿泊費用を補償します。
※任意でご契約いただけます。



■レッカーかけつけサポート

事故や故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、事故・故への運搬や落輪引き上げ、修理完了後にお車を引き取るための費



けん引

落輪引き上げ



■応急処置かけつけサポート

次の場合等には現場に向き、応急処置・軽作業を提供します。



■ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリンをお届けします。



※ガソリン代は、お客さまのご負担となります。

【ゆいゆいサポートRご利用時の注意事項】事故や故障等の際に、各種サポートをご利用いただくためにはゆいゆいサポートセンターへ事前

連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。

DAP対象契約

個人・法人を問わず、事業用のお車が主な対象となります。ノンフリート契約^(注1)・フリート契約^(注2)のいずれも対象となります^(注3)。

(注1) ノンフリート契約／お客さま自らが所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が9台以下(他の保険会社でのご契約を含みます。)

(注2) フリート契約／お客さま自らが所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が10台以上(他の保険会社でのご契約を含みます。)

(注3) 「自家用8車種」「ノンフリート契約」「記名被保険者が個人」「事業用以外のお車」の4つの条件全てに該当する場合は、原則、DAY-GO!くるまの保険でのお引き受けとなります。

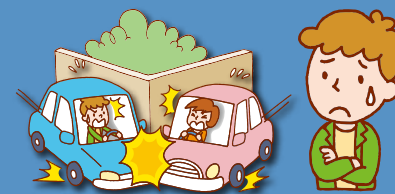
ご契約できるお車

すべての用途・車種のお車 ※一部の特約は、ご契約できる用途・車種が限られています。

この保険で補償の対象となる事故は、日本国内で発生した事故に限りま

相手方への賠償(対人・対物)

もしも、
事故を起こしてしまったら…



以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起ったら

STEP5

ご注意いただきたいこと

基本
補償

対人賠償責任保険 任意でご契約いただけます。

事故により相手の方を死傷させてしまった
場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、被害者1名ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。

相手の方へのお見舞金もお支払いします。

お客さまが必要とする葬儀参列やお見舞金等の臨時費用の支出に備えて、被害者が死亡された場合、被害者1名につき10万円をお支払いします。(対人臨時費用保険金)

対人臨時費用保険金	
死亡された場合	被害者1名につき 10万円



対人賠償責任事故の高額賠償例(全国)

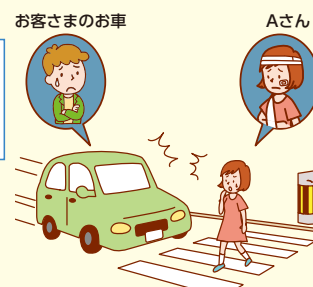
認定総損害額 5億2,853万円
国道を酷罰して横断し、立ち止まっていた被害者に走行中のタクシーが衝突し、死亡させた。
事故日/平成21年12月27日 裁判所/横浜地裁(平成23年11月1日判決)

沖縄県においても、過去に2億円以上の対人賠償責任事故の高額賠償例が発生しています。

このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが交差点を右折した際に横断歩道を歩行中のAさんと衝突し、入院6か月のケガを負わせてしまった場合

法律上の損害賠償責任	Aさんの損害額 600万円 【治療費・休業損害・慰謝料等】	×	お客さまの責任割合 80% ※責任割合は一例です。	=	480万円
お客さまのご負担する額	法律上の損害賠償責任の額 480万円	-	自賠責保険等から支払われる金額 120万円	=	360万円



基本
補償

対物賠償責任保険 任意でご契約いただけます。

事故により相手の方のものを壊してしまった
場合の損害賠償責任を補償します。

ご契約のお車の事故により、相手の方のお車や財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故あたりの保険金額を限度に保険金をお支払いします。なお、免責金額(自己負担額)が設定されている場合は、その額を差し引いてお支払いします。

対物賠償責任事故の高額賠償例(全国)

認定総損害額 2億6,135万円
大型トラックに追突し、トラックに積載されていた荷物が損傷した。
事故日/昭和60年5月29日 裁判所/神戸地裁(平成6年7月19日判決)

相手のお車



このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突してしまった場合

Bさんの損害額	200万円	×	お客さまの責任割合 (注1) 80%	=	160万円
法律上の賠償責任額					
対物賠償責任保険から	160万円				

(注1) 責任割合は一例です。(注2) 免責金額が設定されていない場合となります。



オプション

対物全損時修理差額費用補償特約

対物賠償責任保険で補償されない
「時価額を超えた分」も補償します。

対物事故で相手の方のお車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします(50万円限度)。

ご注意
被害に遭ったお車の損害が生じた日の翌日から起算して、6か月以内に被害に遭ったお車の修理が実際に行われた場合に発生する費用に限ります。



このような場合等に保険金をお支払いします

お客さまが起こした追突事故で、
お客さまの過失が100%の場合

相手の方のお車の時価額が30万円、修理費が50万円の場合…
対物全損時修理差額費用補償特約より修理費と時価額との差額20万円が支払われます。

対物事故による相手の方のお車の実際の修理費が時価額を超過した場合は、その超過分について、お客さまの過失割合に応じて保険金が支払われます。
※過失割合によっては、相手の方にも修理費の一部負担が生じます。



示談交渉サービス

相手の方への示談交渉は弊社が
代行しますので、お任せください。

対人・対物事故によりお客さまに法律上の損害賠償責任が発生した場合は、お客さまのお申し出により、弊社はお客さまに代わって示談交渉をお引き受けします。



ご注意ください

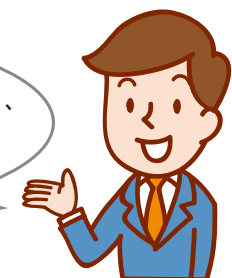
次の場合には、弊社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 対人事故において、お客さまが負担する損害賠償責任の額が対人賠償責任保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合、またはご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- 対物事故において、お客さまが負担する損害賠償責任の額が対物賠償責任保険金額を明らかに超える場合、または免責金額(自己負担額)を明らかに下回る場合
- 相手の方が弊社との交渉に同意しない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由がなくお客さまが弊社への協力を拒んだ場合
- 相手の方からの賠償金の受取りに関する示談交渉
- お客さまに法律上の損害賠償責任が発生しない場合

【お客さまへのお願い】

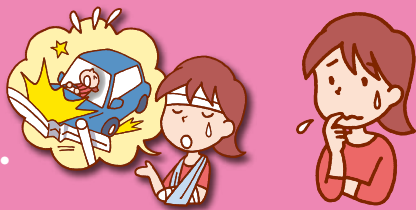
- 事故現場での示談は後でトラブルにつながる可能性があるため、絶対にしないでください。
- また、示談交渉を円満に進めるために、お客さまに相手の方との交渉の現場にご同行いただく等ご協力をお願いすることがあります。

万が一のとき、十分な損害賠償ができるよう、
対人・対物賠償責任保険の保険金額は、
無制限をおすすめします。



おケガの補償

もしも、ケガを負ってしまったら…



基本補償

人身傷害補償保険 任意でご契約いただけます。

自動車事故によりご自身、ご家族、同乗者の方等が死傷した場合の補償です。

お車の運行に起因する事故等で、ご契約のお車に搭乗中の方が、死傷した場合に生じる治療費、休業損害や逸失利益等について、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

ご注意
●保険金額が「無制限」以外の場合でも、無保険車との事故に該当するときは「無制限」として補償します。

お客さまの過失にかかわらず、保険金額の範囲内で損害額をまとめて補償します。

例:過失割合が60(お客さま):40(相手の方)の場合
人身傷害補償保険がないと



人身傷害補償保険をご契約すると
お客さまの過失分もお支払いします

ご注意
●損害額の認定は、普通保険約款に基づき弊社が行います。
●労働者災害補償制度によってすでに給付が決定または支払われた場合や、相手からの賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。
●おケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

相手との示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。

人身傷害補償保険がないと
相手の方との交渉が進まず、相手の方から賠償金が支払われるまで時間がかかる場合があります。また、相手の方が無保険の場合は、賠償金の支払いが受けられない場合があります。

人身傷害補償保険では

示談交渉を待たずに保険金をお支払いします。



オプション

人身傷害の被保険自動車外事故補償特約

人身傷害補償保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけではなく「他のお車に搭乗中の事故」や「お車に搭乗していない間の自動車事故」に拡大する特約です。

※本特約は記名被保険者が法人である場合、セットすることができません。

●補償範囲

補償の対象 ご契約タイプ	ご契約のお車に搭乗中の方	お客さまご自身およびご家族 ^(注1) の方	
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車 ^(注2) に搭乗中の事故	お車に搭乗していない間の自動車事故
人身傷害補償保険(搭乗中のみ)	●	× ^(注3)	×
人身傷害の被保険自動車外事故補償特約をセット	●	●	●

●…補償対象になります。×…補償対象になりません。

(注1)「お客さまご自身およびご家族」とは次の①～④の方をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚の子

(注2)「他のお車」には次のお車は含まれません。

- 上記(注1)①～③の方が所有または常時使用するお車
- 上記(注1)④の方が運転者である場合、その本人が所有または常時使用するお車

(注3)他車運転補償特約により補償の対象となる場合があります。ただし、「他のお車」が自家用8車種で、運転中の場合に限りです。



お客さまご自身およびご家族のいずれかの方が、人身傷害の被保険自動車外事故補償特約をセットした自動車保険を既にご契約の場合は、車外での自動車事故に対する補償が重複することがありますので、他のご契約の補償内容を十分にご確認ください

※記名被保険者によってご家族の範囲が異なる場合がありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

基本補償

傷害一時金保険 任意でご契約いただけます。

入院時の当座の費用を補償します。

人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で被保険者の方の治療日数が5日以上となった場合^(注)に、被保険者1名についてご契約時にお選びいただいた保険金額(10万円または20万円のいずれか定額)をお支払いします。

(注)5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りです。

- ご注意
- 人身傷害の被保険自動車外事故補償特約がセットされていない場合は、ご契約のお車に搭乗中の事故に限りです。
 - 人身傷害補償保険がセットされている場合に限り、傷害一時金保険をセットすることができます。



オプション

搭乗者傷害特約(部位・症状別一時金払)

ご契約のお車の事故により、搭乗中の方が傷害を被ったあるいは死傷された場合(後遺障害を含みます。)に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。なお、ケガの補償につきましては治療日数や被った傷害に応じて次のとおり保険金をお支払いします(一時金払)。

医療保険金(部位・症状別一時金払)支払額基準表

被保険者が被った傷害	医療保険金の額
① 下記②から④以外	10万円
② 手指・足指を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂、上肢・下肢(手指・足指を除く)の腱・筋・靱帯の損傷・断裂	30万円
③ 上肢・下肢(手指・足指を除く)の欠損・切断、眼球の内出血・血腫・破裂	50万円
④ 脳挫傷・脳挫創等の脳の損傷、頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含む)、頸髄損傷、脊髄損傷、胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円

※お支払いする保険金は、あらかじめ「医療保険金(部位・症状別一時金払)支払額基準表」に記載されている額とします。
※同一の事故で複数のケガを負った場合、被保険者が被った傷害に支払われる金額のうち、最も高い金額をお客さまへお支払いします。

オプション

搭乗者傷害の医療保険金(部位・症状別一時金払)倍額特約

搭乗者傷害特約(部位・症状別一時金払)の「医療保険金(部位・症状別一時金払)支払額基準表」に規定する医療保険金の額を2倍にしてお支払いします。

〔特約をセットする条件〕
搭乗者傷害特約(部位・症状別一時金払)をご契約していること。
※本特約は搭乗者傷害特約(日数払)と同時にセットすることができません。



自動セット

無保険車傷害特約

事故の相手方が不明または賠償能力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。^(注)

(注)保険金額は無制限となります。

〔特約をセットする条件〕
対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害補償保険をご契約されていないこと。



保険金額の目安

人身傷害補償保険は、補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額を設定ください。

●年齢別の損害額の目安			※有職者(75歳以上を除きます。)の平均的な損害額(法定利率が3%の場合)です。		
年齢	扶養家族の有無	死亡された場合	年齢	扶養家族の有無	死亡された場合
25歳	あり	1億円	55歳	あり	7,000万円
	なし	8,000万円		なし	5,000万円
35歳	あり	9,000万円	65歳	あり	5,000万円
	なし	7,000万円		なし	4,000万円
45歳	あり	9,000万円	75歳～	あり	4,000万円
	なし	7,000万円		なし	3,000万円

※後遺障害第1級・第2級等の重度後遺障害の場合は、保険金額の2倍を限度に補償されます。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

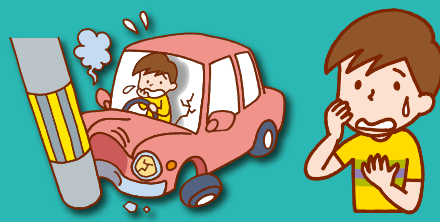
事故が起これば

STEP5

ご注意ください

お車の補償

もしも、
愛車が壊れてしまったら…



基本
補償

車両保険

任意でご契約いただけます。

事故によりご契約のお車が損害を受けた場合に補償します。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額を限度に保険金をお支払いします。

●補償範囲

●…補償対象になります。 ×…補償対象になりません。

補償の対象 (主な事故例)	 自動車同士の 衝突・接触	 盗難(注1)	 火災・爆発	 台風・竜巻・洪水・高潮	 いたずら・物の飛来・ 落下など	 自動車による当て逃げ
一般車両	●	●	●	●	●	●
自動車・乗用具等+A(注2)	●	●	●	●	●	●
限定A(注3)	×	●	●	●	●	×
補償の対象 (主な事故例)	 人・動物との衝突・接触	 自転車等との 衝突・接触(注4)	 ガードレール ・電柱に衝突	 車庫入れに失敗	 墜落・転覆	 地震・噴火・津波
一般車両	●	●	●	●	●	×
自動車・乗用具等+A(注2)	●	●	×	×	×	×
限定A(注3)	×	×	×	×	×	×

(注1) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注2) 自動車・乗用具等+Aは「車両危険限定補償特約(自動車・その他乗用具等)」と「車両危険限定補償特約(A)」がセットされます。

(注3) 限定Aは「車両危険限定補償特約(A)」がセットされます。

(注4) 電車やキックボード等との衝突・接触も含まれます。

(注5) 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約をセットすることで、補償の対象とすることができます。

●お支払いする保険金

お車の状態	お支払いする保険金
全損の場合 (修理することができない場合または、 修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額(お車の時価額)をお支払いします。また臨時費用保険金として協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の協定保険価額および免責金額(自己負担額)をお決めいただきます。

① 協定保険価額

ご契約の自動車の用途・車種・車名・型式・仕様および初度登録(初度検査)年月をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」等に掲載の価格の範囲で、協定保険価額を5万円単位でお決めいただきます。

② 免責金額(自己負担額)

車両保険の免責金額(自己負担額)を設定いただきます。

※「車対車事故免責金額ゼロ特約」を付帯することができます。「車対車事故免責金額ゼロ特約」とは、車両保険に「免責金額(自己負担額)」が設定されている場合でも、相手自動車との衝突・接触事故に限り、「免責金額(自己負担額)」をなしとする特約です。ただし、「相手自動車」および「その運転者または所有者」等が確認できる場合に限りです。ご契約のお車が二輪自動車か原動機付自転車など一部のご契約には付帯できません。

基本
補償

車両保険の無過失事故の取扱いの特則

車両保険に自動セットされます。

もらい事故等により保険金をお支払いする場合でも、一定の条件を満たす場合に限り、更新の等級等を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

「もらい事故」等のお客さまに過失がない車対車事故の際は、車両保険金をお支払いしても免責金額(自己負担額)や更新契約(弊社の更新契約に限りです。)の等級や事故有係数適用期間に影響がありません。

※相手自動車およびその運転者または所有者等が確認できた場合の事故に限りです。

オプション

車両新価保険特約

新車のお車を購入した方におすすめです。

新車で購入したお車が事故(盗難を除きます。)により、新車価額の50%以上の損傷を被った場合等で、お車の買い替え^(注)または修理をする場合、協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします(新価払)。

(注) お車を買替える場合には、実際にかかる新車等の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

[対象車種] 自家用8車種

[特約をセットする条件]

- ・車両保険をご契約していること。
- ・保険期間の末日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月を超える場合、始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が協定新価保険価額の50%以上となること。

※再取得時諸費用保険金は協定新価保険金額の10%となります(20万円限度)。



オプション

車両全損時復旧費用補償特約

車両新価保険特約を付帯できなくなった後も充実した補償を提供します。

ご契約のお車が事故(盗難を除きます。)により、全損となる場合で、お車の買い替えまたは修理をするとき、復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いします。

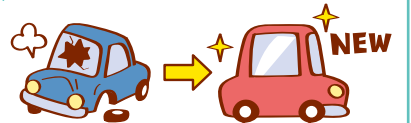
※お車を買替える場合には、実際にかかるお車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)について、保険金をお支払いします。また、所定の要件を満たす場合には、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

※再取得時諸費用保険金は復旧費用限度額の10%となります(20万円限度)。

[対象車種] 自家用8車種

[特約をセットする条件]

- ・車両保険をご契約していること。
- ・保険期間の末日時点で初度登録(初度検査)年月から61か月超であること。
- ・始期日時点で(長期契約の場合も同様に始期日時点)の車両保険金額が新車保険価額の50%未満であること。
- ・始期日時点(長期契約の場合は最終保険年度)の車両保険金額が25万円以上であること。



オプション

修理支払限度額設定特約

愛用のお車を長い間乗り続けている方におすすめです。

お車の修理費が協定保険価額を上回った場合でも、あらかじめ設定いただいた修理支払限度額までお支払いします。

[対象車種] 自家用8車種

[特約をセットする条件]

- ・車両保険をご契約していること。
- ・ご契約のお車が初度登録(初度検査)年月から保険始期年月(保険期間の初日が属する年月)までの経過年数が3年を超えていること。



オプション

リサイクル部品使用特約

ご契約のお車の車両事故時に、リサイクル部品を使用して修理することをご契約時にお決めいただくことで車両保険料を5%割引します。

[特約をセットする条件]

- ・車両保険をご契約していること。
- ・自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車であること(外国製自動車および特種用途車種を除きます。)
- ・ご契約のお車の保険始期年月が初度登録・検査年月の翌月から起算して60か月目以降であること



オプション

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波によってご契約のお車が全損となった場合に、記名被保険者が臨時に必要なとする費用に対して、一時金(50万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を限度とします。

[対象車種]

- ・二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(その他)、A種工作車、B種工作車を除く全ての用途・車種

[特約をセットする条件]

- ・車両保険の一般車両タイプをご契約していること。



以下の順で
説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起これば

STEP5

ご注意いただきたいこと

その他の補償等

基本補償をさらに充実させる特約等で、大きな安心をご提供します。

オプション 事故・故障時ロードアシスト特約

お車が事故・故障等により自力走行不能となった場合にレッカーけん引費用等を補償します。

ご契約のお車が事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、生じたレッカーけん引費用、応急処置費用、臨時帰宅・移動費用、臨時宿泊費用を補償します。
【ロードサービスのご利用について】
本特約を付帯することにより、ロードサービス（詳細はP13）がご利用可能となります。

ご注意
1. 各費用の補償またはロードサービスのご利用については、弊社への事前連絡が条件となります。
2. 各費用の補償については、弊社や弊社の提携業者等が必要かつ妥当と認める費用に限りします。

自動セット 他車運転補償特約

【対象車種】 自家用8車種
【特約をセットする条件】 記名被保険者が個人であること。

友人・知人などから借りたお車を運転中の事故について、借りたお車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金をお支払いします。

被保険者は次のとおりです。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者または配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 臨時代替自動車運転中の記名被保険者の業務に従事中の使用人

ご注意いただきたいこと

- ※「被保険者（④を除く）」が所有または常時使用するお車は臨時に借りたお車から除きます。
- ※④の被保険者が運転者である場合、その本人が所有または常時使用するお車は臨時に借りたお車から除きます。
- ※臨時に借りたお車が駐車中または停車中の事故を除きます。
- ※この特約により保険金をお支払いした場合、更新契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。
- ※運転者限定特約をセットした場合は、限定された運転者以外の方が運転中の事故については補償しません。家族運転者等年齢条件特約をセットした場合は、年齢条件を満たさない方が運転中の事故については補償しません。

※臨時に借りたお車が自家用8車種の場合に限りします。
※車両保険をご契約されている場合に、臨時に借りたお車の車両損害に対して保険金をお支払いします。
※臨時に借りたお車の車両損害に対して保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

※臨時に借りたお車が二輪自動車・原動機付自転車の場合に限りします。
※車両保険をご契約されている場合でも、臨時に借りた二輪自動車または原動機付自転車の車両損害に対しては保険金をお支払いしません。

自動セット 被害者救済費用等補償特約

お車の欠陥や不正アクセス等に起因した事故を補償します。

自動車の欠陥やハッキング等を原因とする事故で被保険者に法律上の損害賠償責任がないときに、被害者を救済するための費用を補償します。

【特約をセットする条件】 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約していること。

ご注意
被保険者が被害者に生じた損害を補償するために負担する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、被害者に生じた損害額から、被害者自身の過失により生じた損害の額や被害者自身の保険で補償された額等を控除した額を限度とします。



自動セット 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

旧盆期間中のみ運転者の範囲を拡大する特約です。

旧盆期間中において、運転者の範囲および年齢条件に合致しない親族等が、お車を使用できるよう旧盆期間中（旧暦7月13日～15日の3日間）およびその前後1日間の計5日間は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約を適用しない特約です。

【特約をセットする条件】

運転者限定特約または家族運転者等年齢条件特約もしくはその両方がセットされていること。

ご注意
事故の事実および発生日を特定できる交通事故証明書等の客観的資料の提出があり、弊社がこれを確認できる場合に限り、保険金をお支払いします。

このような場合等に保険金をお支払いします



ケース：息子が本土へ進学したため、運転者の範囲を本人・配偶者限定に変更していた。

旧盆期間中に息子が帰省した際、運転者限定特約が適用されていると知らずに親の自動車を運転して、事故を起こしてしまいました。

→旧盆期間中は、契約内容を変更することなく補償することができます。

親の車を運転して事故を起こしてしまった場合

自動セット 臨時代替自動車補償特約

ご契約のお車の整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、臨時に借りたお車を使用中の事故についても、借りたお車をご契約のお車とみなして保険金をお支払いします。

【特約をセットする条件】

次の①または②の条件のいずれかを満たしていること。

① 記名被保険者が個人で、かつ、ご契約のお車が自家用8車種、自家用二輪自動車または原動機付自転車のいずれにも該当しないご契約（車両保険のみご契約の場合を除きます。）
② 記名被保険者が法人のご契約（車両保険のみご契約の場合を除きます。）

オプション 事故・故障時代車費用補償特約

事故・故障等によりレッカーけん引等された場合に代車としてレンタカー（注1）（注2）をご提供します（レンタカーの手配を含みます。）。

ご契約のお車が事故・故障時ロードアシスト特約のお支払いの対象となる事故・故障またはトラブルにより自力走行不能となり、かつレッカーけん引された場合（注3）、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、修理等でご契約のお車が使用できない期間等所定の支払対象期間のレンタカー費用を補償します。

（注1）弊社が指定したレンタカー会社（お客さまが指定し、弊社があらかじめ承認するレンタカー会社を含みます。）から手配した代車に限りします。

（注2）代車はご契約のお車の代替交通手段として使用するご契約のお車と同等クラスのレンタカー等をいいます（上限日額を限度に補償します。）。

（注3）法令上の自力走行不能時にやむを得ない事情により、自力でご契約のお車を修理工場等に入庫し、弊社がこれを承認した場合を含みます。

【対象車種】 自家用8車種
【特約をセットする条件】
・事故・故障時ロードアシスト特約がセットされていること。



使用不能となったお車



レンタカー等（代車）費用を補償します

◆本特約の保険金額と契約コードは下表のとおりです。

契約コード	補償内容
	実損払：上限日額
T06	1万5千円
S06	1万円
A06	7千円
B06	5千円

オプション 弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型） 弁護士費用等補償特約（自動車事故型）

日常生活またはお車の事故で被保険者が被害を被った場合等に弁護士費用等を補償します。

弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型）は日常生活または自動車事故における被害事故で、弁護士費用等補償特約（自動車事故型）は自動車事故における被害事故に限定して、相手方への損害賠償請求に際して必要となる弁護士費用等について保険金をお支払いします。

特約名	補償される事故	弁護士費用保険金（1名あたり300万円限度） 法律相談費用保険金（1名あたり10万円限度） 日常生活での事故	ご契約のお車の事故
弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型）		●	●（注）
弁護士費用等補償特約（自動車事故型）		×	●（注）

●…補償対象になります。×…補償対象になりません。

（注）記名被保険者およびそのご家族（これらの方が運転中の場合は同乗者やそのお車の所有者を含みます。）は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。

オプション 原動機付自転車に関する特約

原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者やそのご家族が原動機付自転車（注）（借用したものを含みます。）を所有・使用・管理中に生じた対人・対物事故、または人身傷害事故等について、ご契約の条件に従い保険金をお支払いします。

【対象車種】 自家用8車種

（注）総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪自動車（側車付のものを除きます。）および総排気量が50cc以下または定格出力0.6キロワット以下の二輪以上の自動車（側車付のものを含みます。）をいいます。

ご注意

1. 車両保険をご契約の場合でも、原動機付自転車に生じた車両損害については、保険金をお支払いしません。
2. 下記の「複数のご契約があるお客さまへ」もご確認ください。



オプション 全車両一括付保特約

ご契約者が所有・使用される10台以上のすべてのお車を1保険証券で一括してご契約する方式です。1台ごとにご契約に比べ、フリート多数割引の適用により保険料が割安になり、ご契約手続きも簡素化されます。

【特約をセットする条件】

ご契約者がフリート契約者で、かつ、10台以上の所有・使用自動車（注）について、自らを記名被保険者として1保険証券で保険契約を締結すること。

（注）条件によっては一部のお車を除いても特約をセットすることができます。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

納得の保険料！

① フリート多数割引5%が適用されます。
② ご契約内容の変更に伴う追加・返還保険料は、すべて日割で計算します。
増車・減車・お車の入替やご契約内容の変更に伴う追加・返還保険料は、すべて「日割」で計算しますので、保険料負担が軽くなります。
③ 保険料割増なしで分割払をご利用いただけます。

事務手続きが簡単！

① 1枚の保険証券ですべてのお車の契約ができる一括方式です。
すべてのお車を1枚の保険証券で一括してご契約いただく方式のため、契約管理が容易です。さらに、満期日が同じになりますので、契約手続きも一括して行えます。
② 新たに取得されたお車は、その日から補償します。翌月にまとめてご通知・保険料のお支払いとなります。
保険期間途中で新たに取得されたお車も、その都度契約手続きをすることなく、貴社の管理下に入った時点から自動的に保険責任が開始されます。また、ご通知・保険料のお支払いは「翌月にまとめて1回」で済みますので、大変便利です。

複数のご契約があるお客さまへ

以下の特約をご契約される場合で、記名被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約（注1）を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に保険・特約をセットした場合と同じです。補償内容の差異や保険金額、保険・特約の可否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。（注2）

●原動機付自転車に関する特約 ●弁護士費用等補償特約（日常生活・自動車事故型）（注3） ●弁護士費用等補償特約（自動車事故型）（注3）

（注1）自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。

（注2）1契約のみに保険・特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

（注3）ご家族で複数のご契約にセットいただく場合、保険金額は合算されますが、損害額を超えて保険金はお支払いできません。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起これば

STEP5

ご注意いただきたいこと



ロードサービスも充実のサポート！スピーディーに『安心』をお届けします。

オプション

ゆいゆいサポート R（「事故・故障時ロードアシスト特約」＋「付帯サービス」）

お客さまのお車を24時間・365日サポートします！

ゆいゆいサポートRはご契約のお車について、事故・故障等により自力走行不能となった場合のレッカーけん引、故障やトラブルにより自力走行不能となった場合の応急処置を行います。また、ご契約のお車が事故・故障等により自力走行不能となった場合の臨時の交通費や臨時の宿泊費（1泊分）をお支払いします。「事故・故障時ロードアシスト特約」とこれに自動付帯される「付帯サービス」を含めた総称を「ゆいゆいサポートR（レギュラー）」といいます。

【対象車種】すべての用途・車種（販売用自動車・陸送自動車および受託自動車を除きます。）

特徴 1 レッカーけん引・落輪引き上げサービスのご提供

●レッカーかけつけサポート

ご契約のお車が事故・故障、落輪等により自力走行不能となった場合に、現場に急行し最寄りの修理工場等までのレッカーけん引や落輪引き上げ作業等をご提供します。運搬（注）・搬送・引取に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき15万円を限度にお支払いします。（注）弊社が指定するレッカー業者（弊社があらかじめ承認するレッカー業者を含みます。）による運搬に限りします。

レッカーけん引サービス



落輪引き上げサービス



※キーの紛失、燃料切れ（電欠を除きます。）、法令により禁止されている改造に起因する故障等は補償の対象外です。※ご利用回数に制限はありません。

特徴 2 現場での30分以内の応急処置・軽作業のご提供

●応急処置かけつけサポート

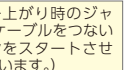
ご契約のお車が故障やバッテリー上がり、パンク等の車両自体に生じたトラブルにより自力走行不能となった場合に、事故・故障現場において30分程度で対応可能な右記の応急処置・軽作業を現場に向き行きます。応急処置に必要な費用等は「事故・故障時ロードアシスト特約」より1回のご利用につき5万円を限度にお支払いします。

※現場にて30分程度で修理ができない故障、スペアタイヤ以外のタイヤ交換、セキュリティ装置付車両の開錠、部品代等は、お客さまのご負担となります。※ご利用回数に制限はありません。

バッテリー上がり



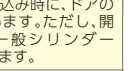
カギの閉じ込み



パンク



スペアタイヤ交換



特徴 3 ガス欠時におけるガソリンのお届け

●ガス欠時ガソリンお届けサポート

外出先でガス欠になった場合、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限りします。）または軽油をお届けします。

※ ガソリン代はお客さまのご負担となります。※ ガソリン等を燃料としない電気自動車等の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのけん引を行います。

外出先でのガス欠



◆ゆいゆいサポート R ご利用時の注意事項

●ゆいゆいサポートRのご提供は、ゆいゆいサポートセンター（連絡先：0120-024-090）へ事前連絡をいただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。

- ゆいゆいサポートRは、弊社の提供会社およびそのパートナー事業者またはJAFを通じてご提供します。
- ゆいゆいサポートRの利用対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、契約者および記名被保険者となります。
- ゆいゆいサポートRは、日本国内でのみご利用いただけますが、一部の離島等の地域では、ゆいゆいサポートRの提供ができない場合があります。
- 交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートRの提供ができない場合があります。
- ゆいゆいサポートRの詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に掲載しています利用規約をご覧ください。

サポートの手順



※注意 ●ゆいゆいサポートRをご利用されても、次年度以降に適用されるノンフリート等級および事故有係数適用期間またはフリート契約の優良割引率および第一種デメリット料率に影響しません。 ●臨時に借りたお車や原動機付自転車に関する特約で補償する原動機付自転車等、ご契約のお車以外のお車での事故、故障またはトラブルはゆいゆいサポートRの対象外です。

JAF 会員限定

JAF 会員のお客さまには「JAF ロードサービス+大同火災のゆいゆいサポート R」で更に充実したロードサービスのご提供

JAF会員の方がJAFをご利用された場合、30分を超える応急処置、軽作業にかかる超過費用（部品代、消耗品代を除きます。）を弊社が負担します。

付随費用の補償

お車の自力走行不能に伴う下記費用を、事故・故障時ロードアシスト特約でお支払いします。

●臨時帰宅・移動費用保険金（1事故につき被保険者1名あたり3万円限度）

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、居住地またはご契約のお車の出発地まで移動するための交通費をお支払いします。

●臨時宿泊費用保険金（1事故につき被保険者1名あたり1万5千円限度）

事故・故障等によりご契約のお車が自力走行不能となった場合に、損害が発生した地から最寄りのホテル等に臨時に宿泊せざるを得なかった場合に負担した1泊分の客室料をお支払いします。 ※臨時帰宅・移動費用保険金および臨時宿泊費用保険金においては、タクシーやホテル等の手配をお客さまご自身で手配いただきますが、手配前に弊社への事前連絡が必要となります。

被保険者（補償を受けられる方）

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方



ご契約の条件設定

保険料の仕組みについて

保険料は、運転者の範囲および年齢条件の設定方法、ノンフリート等級別料率制度、型式別料率クラス制度、保険料の払込方法、保険料割引制度（運転者限定割引・新車割引・ノンフリート多数割引等）等により決定されます。

① 運転者の範囲および年齢条件の設定方法

●ノンフリート契約のお客さま

ご契約のお車の用途・車種によっては、運転される方の範囲や年齢条件を設定することができます（レンタカーまたは教習用自動車の場合は除きます。）。運転する方を限定する場合や、お車を運転する方の年齢が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年齢条件を設定することにより保険料が異なります。

記名被保険者が個人の場合

※運転者の年齢条件を設定する際、家族運転者等年齢条件特約が付帯されます。

運転される方の範囲や年齢条件の設定によって保険料が異なります。下記ステップに従い、どの条件に該当するかご確認ください。なお、常時ご契約のお車を運転していない友人・知人・帰省中のお子さまなどの同居の親族以外の方が運転している間の事故につきましては、年齢条件は適用されません（年齢にかかわらず、補償の対象となります。）。ただし、「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を設定された場合には、保険料が割引されますが、年齢条件にかかわらず「限定された方」以外の方がご契約のお車を運転中の事故は原則として補償されません。

STEP-1

ご契約のお車を運転される方をすべて☑してください。

※運転される方の範囲に応じて「運転者本人限定特約」または「運転者本人・配偶者限定特約」を設定することが可能です。ただし、ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車の場合は除きます。

運転される方の範囲	A Check: ☐	B Check: ☐	C Check: ☐	D Check: ☐	E Check: ☐	F Check: ☐
運転者限定	記名被保険者	Aの配偶者	AまたはBの同居の親族	AまたはBの別居の未婚の子	友人・知人など	A、BおよびCが営む事業 [*] に従事 [*] 中の従業員 [*] ※家事を除く
なし	○	○	○	○	○	○
本人・配偶者に限定（約6%割引）	○	○	×	×	×	×
本人に限定（約9%割引）	○	×	×	×	×	×

○…補償対象になります。×…補償対象になりません。

STEP-2

運転される方の年齢に合わせて「年齢条件」をお決めいただけます。

「年齢条件」はSTEP1の「A.記名被保険者」、「B.Aの配偶者」、「C.AまたはBの同居の親族」、「F.A、BおよびCが営む事業に従事^{*}中の従業員」の運転される方の中で、最も若い方の年齢に合わせて下表からご選択ください。

運転者の年齢条件が適用される方

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④上記①～③の方が営む事業に従事^{*}中の従業員の方

※「別居の未婚の子」や「友人・知人」等常時ご契約のお車を運転しない方は年齢にかかわらず補償の対象となります。

○…補償対象になります。×…補償対象になりません。

STEP 2 で年齢条件が「26歳以上補償」をご選択した方は、ご契約のお車を主に使用する方（記名被保険者）の年齢^{（注1）（注2）}に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます（ノンフリート契約に限りします。）。

年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
26歳以上補償	29歳以下
	30歳～39歳
	40歳～49歳
	50歳～59歳
	60歳～69歳
	70歳以上

（注1）記名被保険者の年齢条件区分については、保険料算出の区分であり、補償される運転者の範囲を制限するものではありません。

（注2）記名被保険者の生年月日および年齢は必ず告知していただく必要があります。なお、1年契約および短期契約の場合については、保険始期日時点での記名被保険者の年齢で判定します。また、保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合についても、始期日における記名被保険者の年齢で判断します。

記名被保険者が法人の場合

※運転者の年齢条件を設定する際、運転者年齢条件特約が付帯されます。

運転する最も若い方の年齢に合わせて、上記STEP 2 の図を参照し運転者年齢条件を設定してください。お車を運転するすべての方の運転中の事故に対して、年齢条件を満たす場合に限り、保険金をお支払いします。なお、記名被保険者が法人の場合については、記名被保険者年齢別料率区分はありません。

●フリート契約のお客さま

フリート契約においては、運転される方の範囲や年齢条件の設定はありません。



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起ったら

STEP5

ご注意いただきたいこと



以下の順で説明します

STEP1

補償内容の概要

STEP2

ロードサービス

STEP3

ご契約の条件設定

STEP4

事故が起これたら

STEP5

ご注意いただきたいこと

② ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

(ご注意) ノンフリート等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

① 新たにご契約される場合

6等級(5)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が2台目以降のお車(自家用8車種)について新たにご契約される場合^(注1)で、**複数所有新規契約の特則**の適用条件をすべて満たすときは、7等級(5)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。また、二輪自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たにご契約される場合も同様となります。
※複数所有新規契約の特則の適用条件については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。

1台目のご契約	6等級(5)	割増 3%	2台目以降のご契約	7等級(5)	割引 38%
---------	--------	--------------	-----------	--------	---------------

② 継続してご契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)

ご契約の保険期間が1年の場合^(注2)、保険期間中に無事故であれば、更新契約の等級が1等級上がります。

また、保険金の支払対象事故が発生した場合、更新契約の等級が1等級ダウン事故1件について「1つ」、3等級ダウン事故1件について「3つ」下がります。ただし、「ノーカウント事故」は事故件数に数えず、等級は下がりません。

【ノンフリート等級別割増率】

		割増				割引															
等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増率 (%)	無事故の場合	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有の場合							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

事故有係数適用期間とは

ご契約の保険期間が1年^(注2)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増率に戻ります。既に「事故有」の割増率が適用されているご契約で事故があった場合は、更新契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故1件	3年
1等級ダウン事故1件	1年

(注1) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。

(注2) 保険期間が1年未満または1年超のご契約の場合、取扱いが異なります。

事故の種類とその内容について

事故の種類		更新後のご契約の等級の取扱い
ノーカウント事故	1回の事故で支払う保険金が次のいずれかに該当する事故のみである場合、またはこれらに該当する組み合わせの場合は、 事故件数に数えません。 ●対人賠償責任保険の臨時費用保険金事故 ●被害者救済費用等補償特約事故 ●心神喪失等による事故の被害者損害補償特約事故 ●人身傷害補償保険事故 ●傷害一時金保険事故 ●無保険車傷害特約事故 ●搭乗者傷害特約事故 ●事故時代車費用補償特約事故	他の事故がない場合、 +1等級
1等級ダウン事故	車両保険事故のみ、または車両保険事故とノーカウント事故との組み合わせによる事故で、下記の原因によるものについては、更新契約の等級が事故1件につき1つ下がります。 火災または爆発 ^(注1) ／盗難／騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為／台風、竜巻、洪水、高潮／落書または窓ガラス破損 ^(注1) ／いたずら ^(注2) ／飛来中または落下中の他物との衝突／その他偶然な事故 ^(注1) (注1) 飛来中または落下中の物以外の他物との衝突・転覆・墜落によるものを除きます。 (注2) 被保険自動車の運行によるものおよび被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突・接触によるものを除きます。	事故1件につき、 -1等級
3等級ダウン事故	ノーカウント事故および1等級ダウン事故に該当しない事故	事故1件につき、 -3等級

③ 型式別料率クラス制度

● 型式別料率クラス制度とは

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは自家用(普通・小型)乗用車で「1～17」の17段階、自家用(軽四輪)乗用車で「1～3」の3段階に区別され、補償の種類(車両、対人賠償、対物賠償、人身傷害)ごとに決定されます。

● 型式別料率クラスの見直し

料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。

ご注意

ご契約のお車に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、更新いただく保険料が前年より高くなる場合がございます。

所有・使用するお車のご契約台数が10台以上となるお客さまについて(フリート契約となるお客さま)

お客さまが自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が10台以上(他の保険会社でのご契約を含みます。)の場合は**フリート契約者**となります。
ノンフリート契約が等級別料率制度に基づいて**1台ごと**に割引・割増率が適用されるのに対し、フリート契約は下記の方法により決定された割引・割増率を**すべてのお車**に適用します。なお、台数規模に応じて優良割引率の上限は異なります。

割引・割増率決定の流れ

割引・割増率は毎年1回決定されますが、弊社では割引・割増率が決定する日を[料率審査日]と呼んでいます。

◆ 10台到達日に全車両一括付保特約をセットしない場合

10台到達日から18か月後に当たる日に属する月の初日が第1回料率審査日となります。以後毎年同日を料率審査日とします。その際の割引・割増率については、料率審査日6か月前の過去1年間の保険成績(保険料・保険金・台数)によって決定され、次の料率審査日以降に締結される契約に適用されます。

◆ 10台到達日に全車両一括付保特約をセットする場合

10台到達日から1年後に当たる日を第1回料率審査日とし、以後毎年同日が料率審査日となります。その際の割引・割増率については、料率審査日の6か月前の過去1年間(ただし、第1回料率審査日の場合は6か月間)の保険成績(保険料・保険金・台数)によって決定され、次の料率審査日以降に締結される契約に適用されます。

◆ 割引・割増率の計算方法

成績計算期間中の保険料^(注1)と、保険金^(注2)の総額により算出された損害率および成績計算期間末の総付保台数により、割引・割増率を決定します。

※フリート契約の保険成績は、ご契約いただいたお車すべてを一つの集団としてとらえ、全体の損害率で定めるようにしているため、次年度の割引・割増率は小損害事故が重なってもあまり影響を受けない場合がある反面、大きな事故があると、一度の事故で全体の割引率が下がってしまうこともあります。

(注1) 保険料・・・1台、1台の保険料を割引・割増率なしに換算し、当該成績計算期間に含まれている期間に対応する保険料。

(注2) 保険金・・・お支払いした保険金に、これからお支払いする見込みの保険金を加えたもの。

④ 保険料の払込方法

主な払込方法は以下のとおりです。

●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式)^(注1) ●スマホ決済払^(注2) ●コンビニ払^(注3) ●団体・集団扱^(注4) ●直接集金

※ご契約内容によりご希望される払込方法をご選択いただけない場合がございますので、詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(注1) 各クレジットカード会社が定める会員規約やサービス利用規約等に従います。

(注2) 保険料を一括払で払込みいただく場合かつご契約時に即時決済できる場合のみご利用いただけます。

(注3) 保険料の総額が30万円以下で、保険料を一括払で払込みいただく場合に限り、ご利用いただけます。

(注4) ご加入には所定の条件があります。

⑤ 保険料割引制度

以下の割引には、それぞれ適用条件がございます。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ディス
カウント

運転者限定特約

記名被保険者が個人で、運転される方の範囲を限定された場合、保険料を下表のとおり割引します。ただし、限定された運転者以外の方がご契約のお車を運転中の事故は補償されません。

運転者限定特約	割引率 ^(注)
本人限定	約 9%
本人・配偶者限定	約 6%

(注) 割引率は平均的な傾向であり、実際の割引率は個々のご契約により異なります。



ディス
カウント

エコ割引



用途・車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、一定の条件を満たした「ハイブリッド車」、「電気自動車」、「圧縮天然ガス車」の場合、保険料を3%割引します。

※ご契約のお車が初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内のお車であること、車検証上で対象自動車であることを確認できることが条件となります。ただし、エコ割引と福祉車両割引を重ねて適用することはできません。

ディス
カウント

新車割引

用途・車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約のお車が新車の場合、補償項目ごとに下表のとおり割引します。

※ご契約のお車が初度登録年月(または初度検査年月)から49か月以内のお車であることが条件となります。

	期間 ^(注1)	等級	割引率			
			対人	対物	人傷 ^(注2)	車両
自家用 普通・小型 乗用車	25か月以内	6等級(5)	41%	34%	46%	38%
	26か月～49か月	6等級(5)以外	10%	7%	26%	10%
自家用 軽四輪 乗用車	25か月以内	6等級(5)	33%	31%	30%	30%
	26か月～49か月	6等級(5)以外	8%	7%	13%	6%

(注1) 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

(注2) 傷害一時金および搭乗者傷害の割引率は、人身傷害補償保険の割引率と同一となります。

ご注意いただきたいこと

契約更新サポート(満期を迎えるとき)

ご契約の更新手続きをサポートします。ご契約時に、「保険契約の更新に関する特約」がセットされているご契約が対象です。満期時に継続手続きを失念してしまい、補償がなくなること防止することができます。

【更新のご案内】

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内(重要事項説明書等)をお送りします。更新のご案内がお手元に到着した後に、ご契約の代理店より具体的な手続き等についてご連絡します。

【万が一の更新サポート】

万が一満期日までにご契約者にご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない場合は、「保険契約の更新に関する特約」に基づき、更新前のご契約と同様^(注)のご契約内容にてご契約を自動更新(更新サポート)します。

(注) 車両保険の保険金額を見直したうえで自動更新(更新サポート)します。その他の内容も一部変更となる場合があります。

※「保険契約の更新に関する特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新サポート)された場合には、更新後契約の内容を示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。ただし、この保険契約に「保険証券等の不発行に関する特約」が付帯されている場合を除きます。

※過去の事故の発生状況等により、ご契約条件の見直しが必要な場合など、ご契約が自動更新(更新サポート)されない場合には、あらかじめ弊社よりご連絡します。

その他ご注意いただきたいこと

■ご契約について

・保険期間は原則1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約いただけます。

・保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。

・満期返れい金・契約者配当金はありません。

・ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

■共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

このパンフレットは「DAP(一般自動車保険)」の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

ディスカウント 福祉車両割引

ご契約のお車が一定の条件を満たす福祉車両の場合に、保険料を3%割引します。

※ご契約のお車が消費税法に基づき、主務大臣が指定する告示「身体障害者物品およびその修理」に規定された消費税が非課税となる自動車であることが条件となります。

※福祉車両割引とエコ割引を重ねて適用することはできません。エコ割引の適用条件を満たす場合でも、福祉車両割引を適用します。

ディスカウント 早期更新割引

ご契約の満期日から1か月以上前にご契約の更新が行われた場合に保険料を1%割引します。

ご契約の満期日から1か月以上前に更新されたご契約者さまを対象とします(1月1日が満期日の場合、12月1日までの更新契約が対象となります。)。ただし、ノンフリート契約に限りです。

【割引の適用条件】

ご契約の満期日の応当日から1か月以上前にご契約の更新を行うこと。

ディスカウント フリート多数割引

10台以上のお車を1つの保険証券でまとめてご契約される場合、保険料を5%割引します。

※ご契約のお車が10,000台以上となる場合は、適用できません。

ディスカウント AEB割引

ご契約のお車が衝突被害軽減ブレーキ(AEB)を装着する場合、保険料を9%割引します。

【対象車種】

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車

【割引の適用条件】

AEBを装着している自動車のうち、保険始期が型式の発売後約3年以内である自動車

ディスカウント ノンフリート多数割引

ご契約者が下記のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を一つの保険証券でまとめていただくと、台数に応じて保険料を割引します。

- ご契約者
- ご契約者の配偶者(内縁を含む。以下同じ。)
- ご契約者またはその配偶者の同居の親族
- リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主
- 所有権留保条項付売買契約により購入された方が保険契約者となる場合はその買主

納得の保険料!

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	3%
3台〜5台	4%
6台以上	6%

②保険料割増なしで分割払をご利用いただけます。

事務手続きが簡単!

1枚の保険証券ですべてのお車の契約ができる一括方式です。

すべてのお車を1枚の保険証券で一括してご契約いただく方式のため、契約管理が容易です。さらに、満期日が同じになりますので、契約手続きも一括して行えます。

※複数の保険証券に分けてご契約いただく場合でも、所定の条件を満たした場合、割引可能となります。

もし事故が起ったら

事故にあわれた場合は落ち着いて以下の対応をしてください。





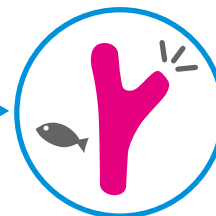
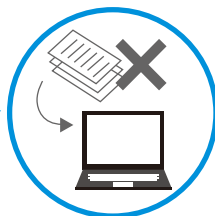
Web約款およびWeb証券のご利用をおすすめしています。

「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」や「保険証券」を「冊子・紙」ではなくインターネット上でご確認いただけるWeb約款およびWeb証券をおすすめしております。お申込時にWeb約款またはWeb証券を選択していただき「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」または「保険証券」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。また、「Web約款」および

「Web証券」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。

弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。

※ Web証券をご利用いただくには、弊社ホームページの「マイページ（個人のお客さま専用ページ）」にご登録いただく必要があります。なお、マイページおよびWeb証券をご利用いただけるのは個人契約のみとなっておりますのでご注意ください。



申込書にてWeb約款およびWeb証券をご選択いただく。

紙やインク、エネルギーが削減される。

紙資源となる森林の保全に貢献する。

サンゴ保全活動に寄付をする。

沖縄のサンゴを育む。

詳しい情報については、弊社ホームページ (<https://www.daidokasai.co.jp/>) に掲載しています。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：午前9:00～午後5:00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308

ロードサービスをご利用の際には下記ゆいゆいサポートセンターにご連絡ください。

ゆいゆいサポートセンター専用ダイヤル

24時間・365日受付
☎ 0120-024-090 (通話料無料)

次のお客様がロードサービスの対象となります。

・「DAY-GO! くるまの保険」をご契約のお客さま

・「DAP」をご契約で「事故・故障時ロードアシスト特約」をセットされているお客さま

万が一事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

24時間・365日受付

☎ 0120-091-161 (通話料無料)
FAX 098-863-5596

※耳や言葉の不自由なお客さま専用の事故受付表をご用意しております。

詳細につきましては下記URLへアクセスのうえご参照ください。

<https://www.daidokasai.co.jp/support/service/>

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉 <https://www.daidokasai.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●お申し込み・お問い合わせは



LINE 公式アカウントはじめました!

防災情報をお届け!

チェック!

